

# 徹底審査!!委員会

厚生委員  
教育委員  
教委

教育厚生委員会に付託された議案は1件。  
3月5日に審査を行い、可決すべきものと決定しました。審議の内容を要約してお伝えします。

## ■北浦荘条例の一部改正

**問** なぜ条例中に「観光交流」という文言を加えなければならぬのか。これまでの設置目的である「健康増進」と「観光交流」では、明確な違いがある。これまでと当面の間運営上にも変わりがないのなら、何のための条例改正なのか。

**答** 新たに「観光交流施設」として具体的に位置づけることで、北浦荘を本市のこれからの観光振興に役立てていくためである。

また、すでに観光交流施設である白帆の湯と一体的に管理運営を行うことで、経費を削減するためである。

**問** 国の緊急雇用対策の関係で、条文中に「観光交流施設」という文言がないと、交付金が交付されないため改正するのではないのか。

**答** 文言がなくても、交付金は交付されると聞いている。北浦荘と白帆の湯の一体性をとるためである。

**問** 条例を改正することで市及び市民に損害が生じることはないか。

**答** 損害は予想していない。むしろ効果があると考える。

務会

員

総委

## 指定管理者の指定

# 財源と時間のため?! なぜ非公募?!

総務委員会に付託された議案は2件。3月17・18日に審査を行いました。17日には、参考人として開発公社事務局長に出席を求め、その意見を聞きました。審査の結果、いずれも可決すべきものと決定しました。審議の内容を要約してお伝えします。

**問** あそう温泉「白帆の湯」の指定管理者の指定について

**答** 国の重点分野雇用創出事業による交付金を財源として活用するには、公募をするための十分な期間がないためである。また、開発公社はすでに霞ヶ浦ふれあいランドや高須崎公園等での指定管理者としての実績があるため、当社を選定した。

**問** なぜ非公募なのか。

今回はやむを得ず非公募としたが、今後は原則として、非公募はあり得ない。

**問** 開発公社の経営実態、組織体制が不明瞭である。良い点ばかりを見ないで、もっと精査してから選定するべきでは。

**答** 市は開発公社の指導機関であるので、サービス低下等の問題が起きないように、経営改善の方針などを出していく。

**問** 指定決定後、時間的余裕がない中、開発公社の運営経理上に問題は生じないのか。

**答** 人件費や燃料費は、常日頃計算しているので問題は無い。入館料を増やさなければならぬので、その計画を練っているところである。

**問** 開発公社では、この指定にかかると理事会を開催せず指定管理者となつて問題はないのか。

**答** 選定に至るまでの期間がなかった等の理由から理事会の決定を得ていないが、開発公社改善案等で、指定管理者には積極的に応募するよう方針が出ているので承認されることはないだろう。

**問** 北浦荘の指定管理者の指定について

**答** 指定管理者に、北浦荘のどの部分を「観光交流施設」として任せるのか。

**答** 風呂の部分を任せる。観光交流施設として、白帆の湯と一体的に管理していこうと考えている。

**問** 「観光交流施設」というなら、宿泊部分を復活させる考えはないのか。また、施設の耐用年数が5、6年という中、なぜ「観光事業」として指定管理者の指定を行うのか。

**答** 宿泊施設部分は老朽化しており、耐震化もされていないので、その部分を復活させる考えはない。

また、民間でできるものは民間で行ってもらおうという考えがある。北浦荘は地域の利用も多く、一定の設備投資をして、使用できる間は使用していく考えである。